

平成24年度

財政援助団体等監査の講評

(期日：平成25年3月25日)

うるま市監査委員

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第1 監査の対象とした団体

### (1) 補助金交付団体

- うるま市畜産共進会
- うるま市身体障がい者協会
- うるま市観光物産協会

### (2) 公の施設の指定管理団体

- うるま市 IT 事業支援センター（特定非営利活動法人 ぷろぷ）

## 第2 監査を実施した期間

平成 24 年 9 月 10 日から平成 24 年 11 月 15 日まで

## 第3 監査の概要

監査の対象とする平成 23 年度の補助事業及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

### 1 補助金交付団体

#### (1) 担当課

- ① 補助の目的、基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。又、交付時期は適切か。
- ③ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果を確認するため実績報告書の審査等が行われているか。

#### (2) 財政援助団体

- ① 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

### 2 公の施設の指定管理団体

#### (1) 担当課

- ① 管理団体の指定は、法令等に基づき適切に指定されたか。
- ② 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ③ 管理に関する経費の算定等は適正になされているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑤ 指定管理者に対し、適切に調査・指導を行っているか。

(2) 指定管理団体

- ① 施設は関係法令等に基づき、適切に管理されているか。
- ② 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。

第4 監査の結果

補助金については、出納その他の事務がおおむね適正に処理されていると認められる。また、公の施設の指定管理者については、協定書・年度協定書に基づき適正に管理運営されていると認められる。

なお、一部において改善又は検討を要する事項等が見受けられた。事務処理の適正な執行に努められたい。以下、概要について、補助金交付団体及び公の施設の指定管理者ごとに内容を報告する。尚、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 補助金交付団体

- うるま市畜産共進会

補助金額 1,981,000 円

1 団体の概要

本市の畜産業における肉用牛及び種豚の生産振興を促進するため、畜産農家の生産技術向上並びに経営の合理化を図る交流の場として畜産共進会を開催しており、平成23年度は子牛共進会事業（36頭）、畜産共進会事業（111頭）、中部地区共進会派遣事業（35頭）、沖縄県共進会派遣事業（21頭）、視察研修（47名）等の事業を行い、市畜産共進会実行委員会が行う畜産共進会に対して、うるま市畜産共進会補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行っている。

2 団体の収支

(平成23年度)

(単位:円)

	収入			支出	
	項目	金額		項目	金額
	① 市補助金	1,981,000		① 子牛共進会	509,372
	② 負担金	900,000		② 畜産共進会	2,140,565
	③ 寄附金	11,000		③ 中部地区畜産共進会派遣事業	140,000
	④ 雑収入	130		④ 沖縄県畜産共進会派遣事業	240,000
	⑤ 繰越金	145,215		⑤ 農林水産共進会派遣事業	0
				⑥ 研修事業費	80,000
				⑦ 事務局費	186,149
	合計	3,037,345		合計	3,296,086

平成23年度の団体の決算額については、収入総額 3,037,345 円、支出総額 3,296,086 円で、差引収支決算額は 258,741 円の赤字とされている。出品頭数が増加したこと等による歳出の増加に対し、次年度予算からの繰上充用金での対応となっている。主な

内訳は、収入では市補助金 1,981,000 円 (65.2%)、負担金 900,000 円 (29.6%)、繰越金 145,215 円 (4.8%) 等で、支出では事業費 3,109,937 円 (94.4%)、事務局費 186,149 円 (5.6%) となっている。

(是正すべき事項等)

(1) 補助金交付要綱の遵守を求めるもの

- 補助金交付要綱第 11 条で補助金の実績報告は、補助事業の完了した日から起算して 20 日以内、又は、補助金交付決定のあった年度の翌年の 3 月 1 日のいずれか早い期日までに提出するとなっており、最長で 3 月 1 日までとなっているが、3 月 28 日に提出されている。要綱の遵守を望む。

(2) 会計処理上において改善を求めるもの

- 支出伝票の作成がないため決裁区分等の記載がなく、会計処理上の責任体制が不明確である。予算不足等に対する処理を迅速かつ適切に行うためにも、会計処理上の責任体制を明確にする必要があり、早急な改善を求める。
- 団体の規約で会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっているが、出納閉鎖日については記載されていない。赤字処理について次年度の予算から繰上充用を行っているが、出納整理期間のない会計において処理が適切だったかは疑問が残る。

○ うるま市観光物産協会

補助金額 20,000,000 円

1 団体の概要

うるま市の観光、産業、物産等を広く紹介することで、観光産業の振興及び物産振興を図り市全体の活性化、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、平成 23 年度は「きむたかグスク祭り」、「HY SKY Fes」、「沖縄観光キックオフプロジェクト」、「リゾートウェディング宣伝材料製作」、「観光歴史雑誌制作事業」等を行い、市からは事業及び協会の運営に対して、うるま市観光物産協会補助金交付要綱により、補助金を交付している。

2 団体の収支

(平成23年度)

(単位:円)

	項目		金額	項目	金額		
	項目	金額			項目	金額	
収入	①	会費	3,241,666	支出	①	事業費	6,708,095
	②	補助金	20,000,000		②	受託事業費	22,114,848
	③	事業収入	25,730,505		③	一般管理費	16,769,059
	④	寄附金	0		④	積立金	2,230,000
	⑤	雑収入	1,062,418		⑤	予備費	0
		合計	50,034,589		⑥	次期繰越収入差額	2,212,587
				合計	50,034,589		

平成 23 年度の団体の決算額について、収入総額 50,034,589 円、支出総額 50,034,589 円で、差引決算額は 0 円となっているが、支出項目に次期繰越収入差額が計上されており、その決算額 2,212,587 円が実質の剰余金に相当する金額である。主な内訳は、収入では事業収入 25,730,505 円 (51.4%)、市補助金 20,000,000 円 (40.0%)、会費 3,241,666 円 (6.5%)、雑収入 1,062,418 円 (2.1%) で、支出では受託事業費 22,114,848 円 (44.2%)、一般管理費 16,769,059 円 (33.5%)、事業費 6,708,095 円 (13.4%)、積立金 2,230,000 円 (4.5%)、次期繰越収入差額 2,212,587 円 (4.4%) となっている。

(是正すべき事項等)

(1) 補助金交付要綱について改善を求めるもの

- ・ 運営補助金の対象経費および剰余金が発生した場合の取扱い等について明確な取り決めがない。補助額の決定及び妥当性を判断するうえでも要綱等で明確にしておく必要がある。

(2) 補助金交付団体への適切な指導を求めるもの

- ・ 実績報告において、補助金充当経費の支出伝票を確認したところ、以下のように補助金対象外とみられる支出が多数見受けられた。実績報告は補助金はその目的のため、補助金交付要綱に準じて適切に支出されたかを十分に精査し、補助金交付団体へ適切な指導を行うことを怠ってはならない。

① 会議費 (1,069,657 円) の内、80%以上が食糧費や会員同士の懇親を目的とした景品の購入費用となっており、補助金対象経費外の経費に充てられている

② 補助金対象経費外となる協会設立前 (年度開始前) に支出した経費に補助金が充当されている。

(3) 支給根拠を明確にするよう改善を求めるもの

- ・ 公用車以外の車に支給されているガソリン代の支給基準が不明確であるため、自家用車を使用して県内出張した場合等について、規則等で定める必要がある。

○ うるま市身体障がい者協会

補助金額 2,019,000 円

1 団体の概要

会員の社会参加、自立更生への援助の促進を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的としており、平成 23 年度は「うるま市障がい者スポーツ大会」、「視覚障がい者チャレンジパソコン教室」、「エコクラフト教室」、「うるま市障がい者芸術・文化発表会」等を開催した。うるま市からは団体の自主的運営を支援するため、うるま市障害者福祉団体事業運営補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行っている。平成 23 年度の会員数は 215 名となっており、視覚、聴覚、リハビリ、上下肢、内部疾患、青年、児童の各部会に分かれ活動を行っている。

## 2 団体の収支

(平成23年度)

(単位:円)

	項目		金額		項目		金額
	項目	金額			項目	金額	
収入	① 会費	514,633	支出	① 事務費	1,801,677		
	② 補助金	2,469,000		② 事業費	1,364,060		
	・市補助金	2,019,000		③ 受託事業費	1,029,000		
	・社協補助金	450,000		④ 支出金	131,000		
	③ 受託収入	1,029,000		⑤ 雑費	420		
	④ 事業収入	383,106		⑥ 予備費	13,056		
	⑤ 寄附金	12,500					
	⑥ 雑収入	45,429					
⑦ 繰越金	410,195						
合計	4,863,863	合計	4,339,213				

平成23年度の団体の決算額について、収入総額4,863,863円、支出総額4,339,213円で、差引決算額は524,650円となっている。主な内訳は、収入では、補助金2,469,000円(50.8%)、受託金収入1,029,000円(21.2%)、会費514,633円(10.6%)、繰越金410,195円(8.4%)、事業収入383,106円(7.9%)等で、歳出では、事務費1,801,677円(41.5%)、事業費1,364,060円(31.4%)、受託事業費1,029,000円(23.7%)、支出金131,000円(3.0%)等である。

(是正すべき事項等)

(1) 事務手続きにおいて改善を求めるもの

- ・ 補助金交付決定通知書において、事後決裁となっている。
- ・ 補助金交付要綱において、実績報告は事業完了後1か月以内あるいは補助金交付年の翌年4月15日のいずれか早い日までに報告することとされているが、守られていない。要綱を遵守し、団体には適切な指導を行うよう要望する。

(2) 補助金交付要綱において改善を求めるもの

- ・ 現行の補助金交付要綱では、補助対象経費等が明確にされていない。補助金の用途の透明性を高め、補助目的の達成を確認し適切な指導を行うには、補助対象事業および対象経費について明確に定める必要があり、改善の検討を要望する。

(3) 補助金交付団体への適切な指導を求めるもの

- ・ 部会やクラブの活動費について、内容のほとんどが食糧費等の懇親的経費であり、うるま市補助金制度に関する指針に反する。又、補助金申請書では補助金充当の予定のなかった交流会費用について、実績報告の段階では補助金が充当されているのが見受けられた。担当課は実績報告の精査を行い、団体には適切な指導を行うよう要望する。

(4) 支給根拠を明確にすることを求めるもの

- ・ 支給された手当の一部に支給根拠及び基準の明確でないものが見受けられた。会則の整備等、適切な改善を望む。

第5 意見

補助金交付団体の監査においては、毎年度3~4団体程度を選定し監査を行っている。毎年度経常的に補助金の交付を受けている団体や今年度において新たに補助金交付の対象となった団体等、各団体においてその状況は様々であるが、その多くが担当課による事業効果等について評価・検証が適切に行われておらず、一旦予算化されたものが既得権化し、形式的に補助金の交付が行われている状況が多く見受けられる。その目的からして必要な補助金であっても、必ずその効果について検証する必要がある。

補助金とは、公費の投入によって交付されるものであり、その源は市民の税金であって、その交付に関しては必要性、公益性に留意しながら、内容の透明性を確保し、効果の検証を行い市民への説明責任を果たす必要があるということについて、担当課、補助金交付団体ともに再認識し、補助金はその目的の達成のため、最大の効果を挙げるよう努められることを切望する。

指定管理団体

○うるま市 IT 事業支援センター

第1 施設、事業の概要等

1 概要

施設は、情報通信関連産業の立地、事業化を促進し、新たな雇用機会の創出と地域の活性化を図ることを目的として設置され、平成19年度からは、その運営を利用料金制による指定管理者が行っている。

施設名称 うるま市 IT 事業支援センター

所在地 うるま市石川赤崎二丁目20番1号

指定管理者名 特定非営利法人ぶろぶ (2回目)

指定の期間 平成22年4月～平成25年3月31日

利用料金制の適用 有

施設概要 1号館(地域人材育成事業/ITコンタクトセンター事業)貸出施設  
2号館、3号館、4号館

(街角コンタクトセンター事業/新事業創出支援事業)入居企業専有部  
5号館(就労者勧誘支援事業/飲食設備、コンビニ、託児所)

2 収支の状況

(平成23年度)

(単位:円)

	項目			項目	
		金額			金額
収入	① 指定管理委託料	3,000,000	支出	① 人件費	18,072,562
	② テナント料	71,545,156		② 社会保険料・税	2,164,237
	③ 施設利用料	3,701,611		③ 光熱費	30,099,157
	④ 保育料	5,158,632		④ 通信費	698,312
	⑤ 自主事業	600,000		⑤ 施設清掃保守費	24,117,973
					⑥ 修繕関連費
			⑦ リース料	3,706,693	
			⑧ 器具什器等	2,699,977	
			⑨ 税理士事務所	570,866	
			⑩ 消費税	1,071,300	
	合計	84,005,399		合計	83,936,151

3 施設の利用状況

テナントに関しては、平成24年2月よりすべて満室となっている。  
その他の施設利用に関しては次表のとおりである。



(平成23年度)

(単位:人・円)

	会議室	研修室	2号館交流広場	体育館	合計
利用者数	2,316	3,966	1,201	9,507	16,990
利用料金	613,395	1,386,000	0	712,400	2,711,795

※ 平成23年度事業報告書より抜粋

(是正すべき事項等)

(1) 利用料金の減免に関する適正な徴収を求めるもの

- 施設の利用料金の減免については、IT事業推進センター条例施行規則第11条で減免対象の相手方と減免割合が定められているが、指定管理者の裁量で様々な減免が実施されているのが確認された。条例、規則を遵守し、施設の公平な利用ができるよう指導する必要がある。

(2) 管理に関し改善を求めるもの

- 経費精算申請書と請求金額に不一致が数件見受けられた。事業報告書の数値にも変動が生じる可能性があり、適切に経理するよう注意されたい。
- IT事業センター管理条例と指定管理者HPで休館日、開館時間の情報が異なっているのが確認された。利用者の混乱を招かぬよう指導が必要である。

(3) 規程等において改善を求めるもの

- 施設内保育園の利用料金については、IT事業支援センター条例第22条第4項により指定管理者の収入とすることとなっているが、その場合においては、地方自治法第244条の2第9項の規定により、条例において定めた基準額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて決定する。あるいは、条例において料金を定めることとなっており、遵守されたい。

#### 4 意見

平成15年の地方自治法改正以後、本市においても様々な公共施設が指定管理団体により管理運営されている。指定管理者制度は、コスト削減ばかりが強調される傾向があるが、本来は民間のノウハウを使った効率的な施設運営と住民サービスの向上を目的とするものである。今年度の監査対象となった団体においては、経営努力等により、平成24年度において指定管理委託料が大幅に減少となり素晴らしい効果を上げているが、担当課はコスト削減のみにとらわれることなく、利用面においても更なるサービスの向上が図れるよう、引き続きモニタリングと評価を行い、適切な公共施設マネジメントに努められることを願うものである。